

姫路市建設関連業務委託成績評定要領

(目 的)

第1条 この要領は、本市が発注した工事に関する設計、測量又は調査業務委託(以下「建設関連業務委託」という。)の成績評定(以下「評定」という。)について必要な事項を定めることにより、厳正かつ適格な評定を行い、もって建設関連業務委託業者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象業務)

第2条 評定の対象となる業務は、姫路市契約規則(昭和62年姫路市規則第29号)第27条第1号に規定する軽易な工事等を除くものとする。

(評定者)

第3条 建設関連業務委託について評定を行う者(以下「評定者」という。)は、建設関連業務委託担当職員、建設関連業務委託担当係長又は課長補佐及び建設関連業務委託担当課長とする。

2 第6条の規定により特別評定の評定者は、建設関連業務委託担当係長又は課長補佐及び建設関連業務委託担当課長とする。

(評定の方法)

第4条 評定に当たっては、監督又は検査により確認した事項に基づき、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

2 評定は、第7条の評定項目ごとに独立して行うものとする。

(評 定)

第5条 評定は、評定点合計の点数区分に応じ次のとおりとする。

評 定 点 合 計	評 定
85点以上	秀
75点以上85点未満	優
60点以上75点未満	良
40点以上60点未満	可
40点未満	劣

(特別評定)

第6条 契約期間内に別紙8に規定する事故が発生した場合又は工事の発注後に建設関連業務委託の成果品に瑕疵があると判明した場合については、特別に評定を行うものとする。

2 前項の規定による評定(以下「特別評定」という。)は、特別評定基準(別紙8)に基づき、評定表を作成して行うものとする。

(評定項目)

第7条 評定項目及び評定者は、次のとおりとする。

評定項目		評定者
1. 業務の実施計画	1-①業務の理解度	担当職員及び担当係長 (課長補佐) 及び担当課長
	1-②事前準備	担当職員及び担当係長 (課長補佐)
	1-③打合せ協議	
	1-④業務実施計画	担当職員及び担当係長 (課長補佐) 及び担当課長
	1-⑤調査実施体制	担当職員及び担当係長

		(課長補佐)
2. 業務の遂行能力	2-①打合せ協議	担当職員及び担当係長 (課長補佐)
	2-②工程管理	
	2-③照査	担当職員及び担当係長 (課長補佐) 及び担当課長
	2-④技術力	
	2-⑤目的の達成度	
3. 業務の成果品	3-①指示事項等	担当職員及び担当係長 (課長補佐)
	3-②とりまとめ	担当職員及び担当係長 (課長補佐) 及び担当課長
4. 特別評定		担当係長 (課長補佐) 及び 担当課長

2 特別評定の項目は、別紙8に定めるものとする。

(建設関連業務委託成績評定表)

第8条 評定は、前条の評定項目ごとに、別に定める姫路市委託業務成績評定基準に基づき、姫路市工事等成績評定システム（以下「評定システム」という。）に入力することにより委託成績評定データ（以下「評定データ」という。）を作成して行うものとする。

(評定の時期)

第9条 評定の時期は、建設関連業務委託の完了時とする。ただし、特別評定は、別紙8に規定する事故が発生した場合、建設関連業務委託の完了時に委託の評定と同時にを行うものとし、工事の発注後に建設関連業務委託の成果品に瑕疵があると判明した場合、建設関連業務委託に係る工事の完了時に工事の評定と同時にを行うものとする。

(評定の順序等)

第10条 評定は、評定システムにより建設関連業務委託担当課において評定者が評定を行った後、工事技術検査室あてに評定データを送付しなければならない。

2 評定者は、特別評定を行ったときは、その評定表を工事技術検査室へ遅滞なく提出するものとする。

(評定表の保管)

第11条 工事技術検査室長は、評定データを3年間保管するものとする。

(秘密の保持)

第12条 評定の関係者は、評定データに係る秘密の保持に努めなければならない。

付 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成19年7月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和7年6月1日から施行し、同日以後に本市が発注する工事から適用する。

設計業者に 起因する瑕 疵の項目	特 別 評 定		
	a	b	c
☐ 測量ミス ☐ 数量計算ミス ☐ 図面記入ミス ☐ 構造計算ミス ☐ 地下埋設物の調査不足 ☐ 地上工作物の調査不足 ☐ 関連事業等の調査不足 ☐ 検討不十分で適切な提案がされていないもの ☐ その他()	☐ 委託業務成果品の引渡後、左記の項目のうち、いずれか一つ以上の瑕疵が認められ工事の施工内容に変更が生じ請負金額の10%以上の増額変更となり工期にも影響を及ぼした。	☐ 委託業務成果品の引渡後、左記の項目のうち、いずれか一つ以上の瑕疵が認められ工事の施工内容にかなりの変更が生じ請負金額の20%以上の増額変更となり工期にも影響を及ぼし、当年度で目的を達成できなかった。	☐ 委託業務成果品の引渡後、左記の項目のうち、いずれか一つ以上の瑕疵が認められ工事の施工内容に大幅な変更が生じ、請負金額の30%以上の増額変更となり事業内容にも影響を及ぼした。又、工期にも影響を及ぼし完成年度が遅れ市民生活にも重大な影響があった。
	☐ 委託業務中業務関係者に重傷者が発生する事故が発覚した。	☐ 委託業務中業務関係者に死亡者が発生する事故が発覚した。	☐ 委託業務中公衆に負傷者もしくは死亡者が発生する事故が発覚した。